

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月13日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

奈良県公安委員会規則第1号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 捜査第一課検視官室の項の次に次のように加える。

捜査第二課特殊詐欺捜査室	第19条第1号に掲げる事務のうち特殊詐欺の捜査に関する事務
--------------	-------------------------------

別表第1に次のように加える。

運転免許課高齢運転者支援室	第28条第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる事務のうち高齢運転者に関する事務
---------------	--

附 則

この規則は、平成31年3月27日から施行する。